

東北建築作品発表会実行委員会運営規定

平成5年7月26日制定

令和6年2月29日改正

第1条（目的）東北建築作品発表会および東北建築作品集への募集・編集ならびにこれらに関連する業務を円滑に運営するため、東北建築作品集発表会実行委員会（以下、「委員会」と言う）を設置する。

第2条（組織）委員会は、この事業の主催である。日本建築学会東北支部、および後援の建築団体から推薦された、各々若干名の委員によって構成される。

- 2 委員は日本建築学会東北支部長が委嘱する。
- 3 事務局は日本建築学会東北支部内に置く。

第3条（委員会・幹事）委員長は委員の互選によって決定される。また、必要に応じて委員長は幹事を指名することができる。

- 2 委員長ならびに委員は、特に再任は妨げない。
- 3 幹事及び委員は、分担して運營業務に当たる。

第4条（委員・委員会）委員の任期は、6月に始まり、5月を以って終了する。委員会もこれに準ずる。

第5条（運営）日本建築学会東北支部特別事業運営規定による。

- 2 会計年度は、4月から3月末とする。

第6条（発表会・作品集）発表会は年に1度以上開催し、それに合せて作品集を発刊する。